

平成19年度長崎地方裁判所委員会（第1回）議事概要

日 時 平成19年9月19日（水）午後1時30分～午後4時30分

場 所 長崎地方裁判所大会議室

出席者

（ 委 員 ）安達一藏，井田洋子，大島信裕，斉藤誠，竹村昭彦，東島尚志，松延裕，水上正博，山口幸雄（委員長）

（五十音順，敬称略）

（事務担当者）徳重事務局長，平野民事首席書記官，真邊刑事首席書記官，松川総務課長，一ノ瀬会計課長

議事要領

第1 開会

委員長あいさつ

第2 委員自己紹介

第3 平成18年度長崎地方裁判所委員会（第3回）での委員の意見に対する裁判所の対応報告

（ は委員長の， は委員の， 事務担当者の発言。以下同じ。）

- 1 「当委員会において検討し作成した「裁判所総合案内」を各家庭へ1部つづ配布できないか。また，地方新聞が発行している情報誌にも掲載をお願いしてはどうか。」について

別紙記載1及び2のとおり回答した。

「裁判所総合案内」それ自体を無償で新聞紙上に掲載することはできないが，以前，社会保険庁の年金Q & Aを掲載した例があることから，「裁判所案内Q & A」という形で再編成したものであれば掲載も可能と考える。

自治会等の回覧板を利用することはできないか。

町内会で回覧可能かどうかを市に問い合わせたが、最近では、町内会側に回覧資料を少なくしたいという意向があり、断念した経緯がある。

市役所では、市民相談窓口で、「裁判所総合案内」を利用しているが、非常に評判がよく、その必要性は実感している。但し、市内全世帯に配布すべきかという点については、個々人の必要性とか、費用対効果など、十分に検討する必要がある。

- 2 「裁判所を訪ねても、誰が裁判所職員なのかすぐに分からない。見たら分かるように首から身分証を下げる等してはどうか。」について

別紙記載3のとおり回答した。

身分証は、名刺代わりにもなるし、来庁者にとっては一目で職員と分かり声をかけやすいなどの利点もあるが、危害を加えられる可能性があるというのも理解できる。

県や市には、多数の部署があり、構造が複雑なので、身分証着用についての来庁者の要請は高いが、裁判所は、割と単純構造で来庁者の目的も定型的事であることから、敢えて身分証を着用する必要性は低いと考える。また、危害を加える人は、身分証を着用するしないにかかわらず実行するので、その点はあまり重要視する必要はない。

身分証を着けることの判断は長崎地裁のみで可能か。

所長権限なので可能ではあるが、その判断に際しては、職員の意見等を考慮した上で、所長が慎重に判断することになる。

身分証については、確かに長崎独自で実施することは可能と考えるが、本日の御意見を参考にして、同様の問題意識を持っている他庁の状況その他様々な問題等を検討しながら慎重に考えていきたい。

- 3 「各階の構造が似ているため、今いる階が何階なのか分かりにくい。階ごとに床の色を変える等の工夫をした方がよい。目で見てすぐに目的の場所が分かるようなサイン（表示）が必要だと思う。（案内板等の）文字を大きくする、

色を変える等の工夫をした方が良い。」について

別紙記載 4 のとおり回答した。

予算面で問題があるとしても、床を色分けするのは、案内もしやすいし分かりやすいので、例えば、テープを張ったり、ラインを引くなど費用をかけずに同様の目的を達成することは検討できないか。

当庁では、裁判員裁判が施行される関係で、庁舎増築に伴い本館を改修する計画があるが、サイン等を見直す良い機会であるので、地裁委員や外部の意見等を踏まえて検討していきたい。

最近では、外部団体から当庁舎のバリアフリ - に関して意見を頂き、これについて検討しているところである。

- 4 「来庁者が相談する際に、他の来庁者に聞かれるような場所だというのは、相談者には気になる場所であると思う。何か配慮はできないか。」について

別紙記載 5 のとおり回答した。

以前、受付相談がオープンであるため、書記官室に入ってきた私を見た相談者が、話を中断することがあった。このような相談者への配慮として、パーテーションを設置することが考えられるが、今の裁判所のスペースでは難しいか。

相談の問題についても、庁舎増築に伴う相談室の増設など解決案を検討したい。

第 4 協議「司法制度改革と裁判所の変化（国民の視点から見て）」

（ は委員長（長崎地方裁判所長）の、 は委員の、 は裁判所の事務担当者の発言。以下同じ。）

1 民事の司法制度改革について

民事訴訟の審理期間は、この 10 年程で半分くらい短縮されており、裁判の迅速化という点で、司法制度改革は一定の成果をあげたと感じている。

市民の視点からは、「裁判は長くかかる。」というイメージをもつ人が多いと思うが、数値を明示して説明すれば、実際はそうではないことを理解していただけたらと思う。

長崎地裁における労働審判の申立て件数が全国的に見て過少であることを考えると、長崎県内では労働審判制度があまり浸透していないように思われる。

近年の長崎の経済状況はかなり厳しく、労働局の斡旋窓口での相談件数は増加傾向にあり、相談担当弁護士を増員しても追いつかない状況にある。そういう点から、労働審判もかなり利用されているのではないかと予測していたが、そうでもないところを見ると、その原因は費用面に関係しているのではないかと考える。というのも、労働審判は弁護士が受任しないと難しい面もあり、費用対効果という点から申立てを躊躇しているのではないだろうか。

但し、法テラスの法律扶助の利用が増えれば、このような問題は解消され、今後、労働審判も増加していくものと考えられる。

2 刑事の司法制度改革について

国選弁護については、ここ数年弁護士が増えた関係で、今のところ是对応できているが、弁護士会は、国家機関と異なり、結局、個人の努力に頼らざるを得ないところがある。今後、法テラスのスタッフ弁護士が増員される予定もあるが、2年後の被疑者国選の要件緩和や裁判員制度の施行を考えると、長崎市近辺は別として、島原、大村、離島などで対応できるか懸念している。

3 当庁における裁判員制度に向けての準備活動状況について

企業訪問の際、企業側の反応はどのようなものであったか。

規模が大きい企業は協力的であったが、中小企業からは、「3日間も仕事を離れるのは厳しい。」という意見が多かった。

ほとんどの担当者が裁判員制度についてよく知っており、この点、国民に十分普及していると実感した。

辞退事由については、企業側も気になるところであると思うが、模擬裁判等で使用する質問票を集約して、今後検証していくことになる。

裁判員制度説明の出前講義の時間は、どれくらいか。

1時間程度見てもらえばよいが、希望に応じて対応したい。

出前講義は、平日、休日かかわらず対応可能か。

夜間や土日、祝日については厳しい場合もあるが、今のところは、希望に添った対応ができています。

裁判員制度では、公判前整理手続が利用されることになるのか。また、その場合、裁判員は公判前整理手続にも参加することになるのか。

裁判員制度では、公判前整理手続は必要的である。また、この手続は、裁判員の負担軽減を目的としてつくられた手続であるので、裁判員は手続に関与しない。

長崎の司法支援センター（法テラス）は、十分に利用されているか。

長崎では、もともと、法テラスの前進ともいえる法律扶助協会の利用が多かったこともあり、その利用度は全国でもトップクラスである。

その他、利用度が多い原因としては、法テラスの法律相談にかかる費用が弁護士個人のそれよりも安いこと、週1回の無料法律相談を行っていること、個人の弁護士事務所でも、法テラスの相談を受けることもあることなどが考えられる。

このように長崎の法テラスは、市民に十分利用されており、中堅、若手の弁護士でも、かなりの数の法テラス相談の事件を抱えている状況である。

第5 次回期日及び協議テーマについて

(1) 次回期日

平成20年3月12日(水)13:30とする。

(2) 協議テーマ

後日、委員に協議テーマについてアンケートを取り、それらを参考にして選定することとする。

(別紙)

前回の地裁委員会において出された意見に対する回答

- 1 地裁委員会において検討し作成した「裁判所総合案内」を各家庭へ1部ずつ配布できないか。

(回答 総務課長説明)

長崎市の世帯数は約20万世帯であるが、「裁判所総合案内」の印刷費のほか、配布の費用も別に必要となることを考えると、予算的に難しい。従って、これまでどおり、裁判所内の掲示板や、市役所等の公共機関の窓口「裁判所総合案内」を備え置くという方法で、市民の皆様へ裁判所の情報提供を行いたい。なお、最近インターネットが各家庭に普及していることから、長崎地方裁判所のウェブサイト上に「裁判所総合案内」に記載された裁判手続に関する情報等を掲載して、司法サービスがより充実したものとなるようにしていきたい。また、今後とも、更に利用しやすい裁判所を目指し、利用者の方への情報発信の在り方については、検討していきたい。

- 2 地方新聞が発行している情報誌にも掲載をお願いしてはどうか。

(回答 総務課長説明)

地方紙の日曜版などに、折り込みの情報誌があることは承知している。しかし、これらの情報誌に掲載を依頼する場合も有料であるので、1と同様予算上の問題が生じる。ただ、1に比べると費用は安価であるので、今後の予算状況を見ながら対応を検討していきたい。

- 3 裁判所を訪ねても、誰が裁判所職員なのかすぐに分からない。見たら分かるよ

うに首から身分証を下げる等してはどうか。

(回答 総務課長説明)

職員が身分証を着用することにより、御指摘のように利用者の方が裁判所職員を容易に識別でき、質問等もしやすくなるという利点はあるが、他方、裁判所は他の行政官庁と異なり、業務内容が当事者間の対立した権利関係を取り扱うという特色があり、特に、判決等の裁判手続に不満を持つ人が、裁判官や職員を逆恨みし、危害を加えるといったことも懸念される。実際に過去に、裁判所職員が庁舎内で事件当事者に殺害されるという重大な事件やストーカー的な行為事例も発生したと聞いている。そこで、こうした職員の安全管理という観点等多角的に検討すべき事項があるため、いますぐ「職員の名札着用」を実施するという段階にはないと考える。今後全国的な運用状況も見ながら検討していきたい。身分証着用も司法サービス向上策の一つではあるが、職員に対する接遇研修を更に充実するなどして、行き先が分からない来庁者の方などには、積極的に声掛けをするなど、国民の皆様が安心して裁判所を利用できるよう、より一層の司法サービスの充実を図りたい。

なお、他の裁判所(全国)で職員が身分証を着用している例はないと聞いている。

4 各階の構造が似ているため、今いる階が何階なのか分かりにくい。階ごとに床の色を変える等の工夫をした方が良い。

目でみてすぐに目的の場所がわかるようなサイン(表示)が必要だと思う。

(案内板等の)文字を大きくする、色を変える等の工夫をした方が良い。

(回答 会計課長説明)

いずれも、裁判所利用者に目的の場所を分かりやすくするための設備面に関す

る意見である。

まず、庁舎内のサインについては、案内板等をより分かりやすく充実させることが基本と考える。当裁判所においては、本年度から来年度にかけて裁判員制度の導入に向けた準備として、庁舎の改修等が予定されており、これに伴い、事務室の配置変更も予定されている。このため、利用者向けの庁内案内板等の表示を変更することが必要となるが、その際、地裁委員の皆様からの意見を参考にし、費用対効果の側面も考慮した上で、現状の表示をより利用者に分かりやすいようにしたい。

次に床の色を変える案については、現在の庁舎の床タイルの仕様は、他の庁舎でも良く用いられている30センチメートル四方のピータイルを敷き詰めたものではなく幅約1.5メートル、長さ20～30メートルの丈夫なビニール素材で、色調も裁判所にふさわしい淡いグリーンを基調とした落ち着いた目に優しいものを使用しているが、床には使用に耐えないほどの損傷や汚れもなく、これを取り替えるとなるとかなり費用もかかり、過剰な予算執行であるというような国民の皆様からの別の批判を受けることも懸念される。このような理由から、この御意見については、先に述べたサイン等を充実した上で、更に利用者の皆様から不十分である等の御意見があるかどうか、費用対効果の点で国民の理解が得られるかどうかなどを検討する必要があると思われ、今後の課題とさせていただきたい。

- 5 来庁者が相談する際に、他の来庁者に聞かれるような場所だというのは、相談者には気になるところであると思う。何か配慮はできないのか。

(回答 会計課長説明)

裁判所における相談は、裁判所の中立・公正性の観点から手続教示に限定されており、実際にお受けできる相談は、選択可能な手続の一般説明、訴状、申立

書，準備書面などの一般的な書き方などで，具体的な事件における主張の仕方とか，裁判の勝ち負けの判断の説明など，いわゆる法律相談はできないことになっている。したがって，原則としては，相談担当者が書式を示したり，裁判所のリーフレットに基づき手続きを教示したりすることで済み，他の来庁者が側にいるような状況で長時間に渡って相談を受けたり，あるいはプライバシーに関する事項を質問して説明することは少ないように思われる。それでも，簡易裁判所においては，「国民により近い裁判所」と言われるように一般市民に簡易に利用していただきたいという目的を持った相談を行っているので，時には相談内容が込み入ったり，相談者のプライバシーに関することを聞かなければ説明できなかつたりする場合があります，その際には他の空き室を利用するなどして，他の来庁者に聞かれないように相談を実施しているところである。

今後も，先に御説明したような庁舎の改修等の機会に，このような目的に利用できるような部屋の確保を図るよう努めたい。